

## 6. 訪問系サービス・短期入所

### ① 居宅介護(ホームヘルプ)

- 支援内容  
居宅における入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
- 利用できる人
  - ・ 障害支援区分が区分1以上である者
  - ・ 障害児にあっては、これに相当する支援の度合である者
- 利用手続き・費用負担  
(1. 障害者総合支援法の⑤～⑦を参照してください。)
- 実施事業所  
所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。  
(最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。)
- 窓口  
市町村障害保健福祉担当課 (所在地等は【資料編】1及び4を参照)

### ② 重度訪問介護

- 支援内容  
常時介護を必要とする重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者に、居宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護、その他の援助を総合的に行う。
- 利用できる人  
障害支援区分が区分4以上であって、以下のいずれかに該当する者
  - (1) 次の①及び②のいずれにも該当する者
    - ① 二肢以上に麻痺等がある。
    - ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている。
  - (2) 543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者
- 利用手続き・費用負担  
(1. 障害者総合支援法の⑤～⑦を参照してください。)
- 実施事業所  
所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。  
(最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。)
- 窓口  
市町村障害保健福祉担当課 (所在地等は【資料編】1及び4を参照)

### ③ 同行援護

- 支援内容  
視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行う。
- 利用できる人  
視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である者
- 利用手続き・費用負担  
(1. 障害者総合支援法の⑤～⑦を参照してください。)
- 実施事業所  
所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。

(最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。)

○窓口

市町村障害保健福祉担当課 (所在地等は【資料編】 1 及び 4 を参照)

#### ④ 行動援護

○支援内容

・知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する者に、危険を回避するために必要な援護、移動中の介護等を行う。

○利用できる人

・障害支援区分が区分 3 以上であって、543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者  
・障害児にあつては、これに相当する支援の度合である者

○利用手続き・費用負担

(1. 障害者総合支援法の⑤～⑦を参照してください。)

○実施事業所

所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。  
(最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。)

○窓口

市町村障害保健福祉担当課 (所在地等は【資料編】 1 及び 4 を参照)

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

○支援内容

介護の程度が著しく高い常時介護を要する障害者等に、居宅介護、その他の障害福祉サービスを包括的に提供する。

○利用できる人

障害支援区分が区分 6 (障害児にあつては区分 6 に相当する支援の度合い) に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であつて、以下のいずれかに該当する者

・四肢に麻痺等があり、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者  
・四肢に麻痺等がある最重度知的障害者  
・543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者

○利用手続き・費用負担

(1. 障害者総合支援法の⑤～⑦を参照してください。)

○実施事業所

所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。  
(最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。)

○窓口

市町村障害保健福祉担当課 (所在地等は【資料編】 1 及び 4 を参照)

## ⑥ 短期入所（ショートステイ）

- 支援内容  
障害者支援施設等への短期間の入所により、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
- 利用できる人
  - ・ 障害支援区分が区分1以上である者
  - ・ 障害児にあっては、これに相当する支援の度合である者
- 利用手続き・費用負担  
(1. 障害者総合支援法の⑤～⑦を参照してください。)
- 実施事業所  
所在地等は【資料編】12障害福祉サービス事業所・障害者支援施設を参照してください。  
(最新の事業者情報は県ホームページをご覧ください。)
- 窓口  
市町村障害保健福祉担当課（所在地等は【資料編】1及び4を参照）

## ⑦ 移動支援事業（市町村地域生活支援事業）

- 支援内容  
屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
- 利用できる人  
障害者又は障害児であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた人。
- 利用手続き・費用負担  
市町村によって費用負担等が異なりますので、お近くの市町村障害保健福祉担当課へお問い合わせください。
- 実施事業所  
市町村窓口で確認してください。
- 窓口  
市町村障害保健福祉担当課（所在地等は【資料編】1及び4を参照）